

余裕期間を設定する建設工事の試行要領

令和元年11月25日
企業局工務課

(趣旨)

第1条 この要領は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図り、発注及び施工時期の平準化に寄与することを目的として、工事開始前に建設資材や技術者及び労働者の確保等の準備を行うための余裕期間を設ける建設工事の実施方法を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 余 裕 期 間：建設資材の調達や技術者及び労働者の確保等の準備を行うために実工期の前に設定する期間
- (2) 実 工 期：実際に工事を施工するために必要な期間
- (3) 全 体 工 期：余裕期間と実工期の合計期間
- (4) 発注者指定方式：発注者が工事の始期を指定する方式
- (5) 任意着手方式：発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方式

(対象工事)

第3条 対象工事は、次に掲げる基準を満たす工事の中から管理者が選定できるものとする。

- (1) 当該年度内（継続費等が設定済みの場合は当該期間内）に全体工期を確保できる工事
- (2) 余裕期間を設定しても、局の運営に影響を及ぼさない工事

(工期の設定)

第4条 管理者は、前条の基準により選定した工事について、4ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定することができる。

(入札公告及び特記仕様書への記載)

第5条 管理者は、入札公告において余裕期間を設ける工事であることを明記するものとする。

- 2 管理者は、全体工期及び余裕期間について特記仕様書に記載するものとする。

(配置予定技術者等)

第6条 主任技術者又は監理技術者は、開札日時点で配置することができる技術者（余裕期間内に手持ち工事が完成する見込みである場合を除く。）を申請するものとするが、余裕期間内の配置は不要とする。また、現場代理人は、余裕期間内の配置は不要とする。

- 2 企業局条件付一般競争入札実施要領（平成20年4月1日施行）第15（1）イに規定する入札参加資格等の確認は、別記様式-1により行うものとする。
- 3 管理者は、前項で確認した配置予定技術者が適正に配置されるか実工期の始期の前日までに再

度確認を行うものとする。

- 4 契約締結後の配置技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないが、これにより難い場合（余裕期間中に、手持ち工事に不測の事態が生じた場合等）は、発注者と受注者の間で協議するものとする。

（契約に係る取扱い）

第7条 契約書に記載する工期及び工事实績情報システム（コリンズ）で登録する技術者の従事期間は、実工期とする。

- 2 工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第3条第1項に基づく「工程表」については、余裕期間を記載して提出するものとする。
- 3 契約約款第4条に規定する契約保証の期間については、全体工期を満たすものとする。
- 4 契約約款第10条第1項に基づく「現場代理人等選任通知書」については、実工期が決定した後、実工期の始期の前日までに提出するものとする。
- 5 契約約款第34条第1項に規定する前払金については、実工期の始期以降でなければ請求できない。

（実工期の始期の変更）

第8条 任意着手方式において、落札者又は受注者（以下「落札者等」という。）は、余裕期間を短縮したい場合は、別記様式-2により申し出ることができるものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による申し出があった場合、実工期の始期の変更について落札者等と協議するものとする。
- 3 発注者は、前項の協議の結果、施工体制等（配置予定技術者の配置等）の確保が図られ、実工期の始期の変更が認められる場合には、別記様式-3により、落札者等に通知するものとする。
- 4 実工期の始期を変更する場合は、実工期の日数は変更しないものとし、実工期の終期についても、始期を前倒しする日数分を前倒しするものとする。
- 5 実工期の設定期間が工事の特性上変更できない場合や、前倒ししたことにより関連工事等へと引き継ぐ間に管理の空白期間が発生する場合など、関連工事等との調整において支障が出ることが想定される工事については、発注者指定方式とし、実工期の始期は変更できないものとする。
- 6 実工期の変更については、原則として前倒ししか認めないが、これにより難い場合は発注者と落札者等の間で協議するものとする。

（その他）

第9条 契約締結の日から実工期の始期の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

- 2 労務費や材料費等の単価適用年月日は、余裕期間を設定した場合であっても、予算執行同時の月単価を適用するものとする。

附 則

この要領は、令和元年11月25日から施行する。

(様式-1) その1

主任 (監理) 技術者等の資格・工事経験調書

会社名

配置予定技術者氏名		
生 年 月 日		年 月 日 (歳)
採 用 年 月 日		年 月 日
最 終 学 歴		
法令による資格・免許 (資格者証等の写しを 添付すること)	資格の名称	
	取得年月日	
	登録番号	
建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかの規定に該当する者の実務経験※		開札日当日までに(入札公告又は指名通知書において求める建設工事の種類(土木一式工事など)を記載)に係る建設工事に関し、()か月以上の実務経験がある。
工事経験の概要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人/主任(監理)技術者/その他の技術者(職名等)
手持工事の状況	工 事 内 容	
	手持工事の有無	あり ・ なし
	技術者の専任・非専任	専任 ・ 非専任
	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	従 事 役 職 名	監理技術者/主任技術者/現場代理人
	引渡(完了検査)予定年月日	
そ の 他		

※入札公告又は指名通知書の「配置予定技術者に関する事項」において建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者について入札参加資格を認めている場合で、当該規定に該当する者を配置予定技術者とする場合に記入すること。なお、この場合、「配置予定技術者実務経験調書」(様式は宮崎県公共事業情報サービスに掲載)を、この調書に添付して提出すること。

その2の「備考」に従い記入すること。

(様式－1) その2

備考

- 1 入札公告又は指名通知書の「施工実績に関する事項」に掲げる要件を満たす工事の経験を記載すること。
- 2 記載した工事についてコリンズの竣工登録をした登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付すること。ただし、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、請負契約書の写しその他の当該工事の内容が確認できる書類及び発注者の証明書その他の引渡し完了したことが確認できる書類を添付すること。なお、当該工事が同種工事施工実績調書に記載した工事と同一のものである場合、登録内容確認書（工事カルテ）等の添付を要しない（以下、次項において同じ）。
- 3 共同企業体（JV）での施工実績を記載する場合において、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。
- 4 本工事の配置予定技術者と手持工事の関係
 - (1) 手持工事とは、配置予定技術者が開札日において監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事している施工中の他の工事をいう。
 - (2) 手持工事には、国、都道府県、市町村発注工事に加え、民間事業者等発注工事を含むものとし、また、随意契約等による小規模な工事も含むものとする。
 - (3) 本工事が技術者の専任を必要とする場合
 - ① 本工事の配置予定技術者が、手持工事の主任（監理）技術者となっている場合（専任の要否に係わらない。）は、当該手持工事が実工期の始期の前日までに完成検査及び引渡しまで終了する見込みであることを示す書類（契約書の写し等）を提出すること。
 - ② 本工事の配置予定技術者が、手持工事の現場代理人となっている場合は、当該現場代理人を交代するなど、本工事の配置技術者として従事できる旨の誓約を「その他」の欄に記入すること。
 - ③ ①及び②に規定する書類の提出がない場合や、不備がある場合は、入札参加資格がないものとして落札決定を取り消すこととなるので、留意すること。
 - (4) 本工事が技術者の専任を必要としない場合
 - ① 本工事の配置予定技術者が、手持工事の主任（監理）技術者となっている場合（専任を要する場合に限る。）は、当該手持工事が実工期の始期の前日までに完成検査まで終了する見込みであることを示す書類（契約書の写し等）を提出すること。
 - ② 本工事の配置予定技術者が、手持工事の現場代理人となっている場合は、当該現場代理人を交代するなど、本工事の配置技術者として従事できる旨の誓約を「その他」の欄に記入すること。
 - ③ ①及び②に規定する書類の提出がない場合や、不備がある場合は、入札参加資格がないものとして落札決定を取り消すこととなるので、留意すること。
- 5 複数の配置予定技術者を申請する場合は、契約日までに1名を選択すること。
なお、契約締結後の配置技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないので留意すること。
- 6 配置予定技術者の要件確認書類として、健康保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写しのほか他に指示する資料並びに監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付すること。
- 7 JVでの入札参加資格確認申請の場合は、各構成員についてこの調書を作成すること。
- 8 施工実績を求めている場合は、「工事経験の概要」欄を記入する必要はない。

(様式-2)

年 月 日

宮崎県企業局長 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

工事請負契約約款第5.5条に基づく工期の変更について（協議）

工 事 名 :

上記工事については、早期工事着手が可能となりましたので、工事請負契約約款第5.5条に基づき
実工期の始期及び終期の変更を下記のとおり協議します。

記

1 契 約 日 : 年 月 日

2 契 約 金 額 :

3 変更前の実工期の始期 : 年 月 日

4 変更後の実工期の予定始期 : 年 月 日

5 変更後の実工期の予定終期 : 年 月 日

※当初契約前に協議する場合は、下線部は削除すること。

※当初契約前に協議する場合は、1は契約予定日を記載すること。

※当初契約前に協議する場合で、全体工期を日数指定している場合は、3の記入は不要。

※工程表（案）を添付すること。

(様式-3)

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

宮崎県企業局長

承諾書

工事名 :

平成 年 月 日付け工事請負契約約款第55条に基づく協議による工期の変更について、
実工期の始期及び終期の変更を下記のとおり承諾します。

記

1 契約日 : 年 月 日

2 契約金額 :

3 変更前の実工期の始期 : 年 月 日

4 変更後の実工期の予定始期 : 年 月 日

5 変更後の実工期の予定終期 : 年 月 日

※当初契約前に協議する場合は、下線部は削除すること。

※当初契約前に協議する場合は、1は契約予定日を記載すること。

※当初契約前に協議する場合で、全体工期を日数指定している場合は、3の記入は不要。